

学校法人北里研究所における広報に関する基本方針

2021年5月21日制定

(基本理念)

第1条 学校法人北里研究所（以下「本法人」という。）は、北里柴三郎博士の精神に則り「いのちを尊(たつ)び、生命の真理を探究し、実学の精神をもって社会に貢献する。」を理念としている。その理念を具現するために実践する、教育・研究・医療の活動や取組の成果を積極的かつ的確に広く社会に伝達し、かつ、法人内で共有し、本法人の価値観への理解と共感を得るとともに、社会からの信頼を高めるための広報活動を行うものとする。

(広報内容)

第2条 本法人における広報の内容については、次の各号に定めるものとする。

- (1) 本法人の運営及び教育・研究・医療・社会貢献活動等の取組や成果
- (2) 本法人の役員及び教職員の優れた活動、取組や成果
- (3) 本法人が設置する大学・併設校の学生及び卒業生の優れた活動、取組や成果
- (4) 北里柴三郎博士から継承し、学術文化の向上と社会の福祉・衛生に貢献した本法人の歴史
- (5) 社会からの要請に基づく本法人の諸活動

(広報対象)

第3条 本法人における広報の対象については、次の各号に定めるものとする。

- (1) 本法人の役員及び教職員
- (2) 本法人が設置する大学・併設校の学生及び卒業生並びにその父母等
- (3) 本法人が設置する病院の患者及びその家族並びに医療関係者
- (4) 受験生及びその父母等
- (5) 学校、企業、国や自治体をはじめとする多様な関係機関
- (6) 地域社会から地球規模に至る社会全般

(広報手段及び媒体等)

第4条 本法人における広報活動については、本法人の社会的意義の認知と浸透を図るために、有機的かつ合理的に融合させた最適な方策を立て、適切な時機と方法により、組織的に情報発信することとする。

- 2 広報媒体は、広報対象に効果的に伝達するために、的確な媒体を選択することとする。
- 3 危機管理の公表は、「学校法人北里研究所危機管理規程」及び「学校法人北里研究所情報公開規程」の定めにより、迅速かつ正確に情報を発信することとする。

(主管部署)

第5条 この基本方針の主管部署は、法人本部総務部とする。

(基本方針の改廃)

第6条 この基本方針の改廃は、学部長会の議を経て、北里研究所理事会において決定する。

附 則（北学総第 2021-02492 号）

(施行期日)

この基本方針は、2021年5月21日より施行する。